もの　0.0697

AV_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た武道場に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 11 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（過疎対策事業債並びに平成 21 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AW_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0164
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

AW_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0161
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0184

AW_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.0156
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0179

AW_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.0153
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0168

AW_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0153
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0166

AW_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0150
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

AW_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0010
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0009

もの　0.0703

AR_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た武道場に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 11 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（過疎対策事業債並びに平成 21 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AS_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0164
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0187

AS_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0161
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

AS_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.0157
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180

AS_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.0153
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0168

AS_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0154
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0166

AS_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0027
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0027

AS_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0010
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0009